

静岡県公安委員会規則第7号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月19日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(刑事部の分課) 第31条 (略) 2～4 (略) 5 <u>捜査第二課</u> に、特殊詐欺事件捜査室を置く。 (捜査第二課の所掌事務) 第34条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。 (2)・(3) (略) 2 <u>特殊詐欺事件捜査室</u> においては、前項第1号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務をつかさどる。 (捜査第四課の所掌事務) 第40条 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) (4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。	(刑事部の分課) 第31条 (略) 2～4 (略) 5 <u>捜査第四課</u> に、特殊詐欺事件捜査室を置く。 (捜査第二課の所掌事務) 第34条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること (<u>捜査第四課の所掌に属するものを除く。</u>)。 (2)・(3) (略) (捜査第四課の所掌事務) 第40条 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) (4) <u>特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関すること。</u> (5) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。 2 <u>特殊詐欺事件捜査室</u> においては、前項第4号に掲げる事務をつかさどる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年3月26日から施行する。